

あびら 議会だより

義務教育学校 休みなく建設中



第63号

2022年2月

●12月定例会

行政手続における押印見直しに伴う
関係条例の整備に関する条例の制定
他12件の議案を可決！

●一般質問〔19件〕

10名の議員が町政を問う！

●決算審査特別委員会

令和2年度一般会計を含む
6会計の決算をすべて認定！

行政手続きにおける押印見直しに伴う 関係条例の整備に関する条例を可決

令和3年

第9回

定例会

12月20日～22日

会期を1日延長し、12月20日から22日の3日間にわたり開催した第9回定例会では、2件の一般会計補正予算の専決処分の承認、令和2年度一般会計歳入歳出決算を含む全6会計の決算認定、行政手続きにおける押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定のほか1件の条例制定及び安平町税条例の一部を改正する条例のほか2件の条例・規則の一部改正、建物の無償貸付についてと令和3年度一般会計補正予算2件を含む5会計の補正予算、4件の意見書（案）について審議しました。

審議した案件

定期監査結果報告

▼令和3年度

定期監査の結果報告
9月28日に実施された定期監査（工事監査）は、早来墓地及び追分墓地に建設した共同墓建設工事に係る関係書類監査及び現地監査を実施し、事務の執行が関係法令、条例、規則等に基づき、総体的に適切に執行され、管理、整理されていると認めるとの報告があり、議長がその写しの配布をもって議会へ報告としたもの。

専決処分の承認

▼一般会計補正予算

（第7号）

新型コロナウイルススワクチン接種対策事業において、集団接種終了後、町内医療機関における個別接種の増加により予算残額では支払いができないことが判明し、早期の対応が必要なことから増額予算を専決処分したものである。

歳入

○国庫支出金

・新型コロナウイルススワクチン接種対策費負担金
598万9千円増

歳出

○衛生費

・新型コロナウイルススワクチン接種業務委託料
598万9千円増

▼一般会計補正予算

（第8号）

新型コロナウイルス感染症等の影響により、生活を維持することが困難となっている低所得者を支援するための特別給付金について、年内支給を行うためのシス

テム改修等早期の対応が必要なことから増額予算を専決処分したものである。

歳入

○国庫支出金

・子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金
4590万円増

歳出

○民生費

・子育て世帯等臨時特別支援事業
4590万円増

決算の認定

9月定例会で決算審査特別委員会を設置し、審査を付託した令和2年度各会計歳入歳出決算の認定について、工藤隆男委員長から「6会計すべて認定すべきものと決定した」との報告があり、採決の結果、委員長報告のとおり全会計の決算を認定しました。

【委員長報告】

○審査の経過

令和2年度一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計の決算審査のため、去る

10月28日と29日の2日間にわたり議長及び議会選出監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を開催し、各会計の説明を受け審査を行いました。

○審査結果

監査委員の審査意見書の内容等も参考にしながら慎重に審査を行った結果、一般会計決算については不認定の意見が出されたため起立採決を行い、認定すべきものと決定しました。

決算審査特別委員会

(10月29日)

【一般会計 認定すべき】

議員名	賛否
箱崎英輔	○
吉岡政昭	×
鳥越真由美	○
工藤秀一	○
三浦美子	○
梅森敬仁	○
米川恵美子	○
多田村政	○
田村拓文	○
工藤隆男	委員長
小笠原直治	監査委員
牧田弘	議長

引き続き4事業特別会計及び水道事業会計について審査を行った結果、すべて認定すべきものと決定しました。

令和2年度各会計歳入歳出決算額

(単位 円)

会計区分	歳入	歳出	差引残額	
一般会計	10,633,408,212	10,498,166,913	135,241,299	
特別会計	国民健康保険事業	946,057,410	932,124,052	13,933,358
	後期高齢者医療事業	136,043,980	135,137,580	906,400
	介護保険事業	990,688,123	848,758,421	141,929,702
	公共下水道事業	1,177,588,993	1,170,314,246	7,274,747
合計	13,883,786,718	13,584,501,212	299,285,506	

会計別	区分	決算額
公営企業会計	収益的収入	319,704,858
	収益的支出	353,866,254
	歳入歳出差引残高	▲ 34,161,396
	資本的収入	136,177,619
	資本的支出	201,491,385
	歳入歳出差引残高	▲ 65,313,766

令和2年度各会計の歳入歳出決算額は、上の表のとおりです

【監査委員の総括意見】

令和2年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、一般会計において歳入決算額106億3340万8千円、歳出決算額104億9816万7千円で歳入歳出差引額は1億3524万1千円となり、翌年度へ繰越すべき財源は、繰越明許費額235万3千円を差し引いた実質収支額は1億328万8千円の黒字決算となっている。特別会計4会計は、全体で歳入決算額32億5037万8千円、歳出決算額30億8633万4千円で実質収支額は1億6404万4千円の黒字決算になっている。

極的な導入、基金の計画的かつ有利な運用などにより更なる財源確保に努められたい。歳出については、費用対効果のない事業は再精査を行い、確実に成果を上げていくことを再認識が必要であると考え。多種多様な対応で事業展開をしていくことは重要ではあるが、限られた財源の中では、着実に結果が出せる政策や事業を行わなければならない。委託業務及び経費についても見直し、効果を追求していく姿勢を明確にすべきと考える。また、例月出納検査において散見する経理事務の誤りについては、基本的ルールの周知及び各課における確認、これを徹底するよう求める。

今後とも安平町まちづくり基本条例の下、子育て世代への支援、高齢者施策の充実、豊かな自然環境の保全、福祉の向上、成果が出る施策を、より一層推進していくことを望むものである。

条例の制定

2件の条例の制定について審議を行い、それぞれ原案のとおり可決しました。

▼行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

町民負担の軽減による利便性の向上及び行政事務の効率化による行政サービスの向上を図るもの。

○一部改正する関係条例

- ・安平町認可地縁団体印鑑条例
- ・安平町職員のサービスの宣誓に関する条例
- ・安平町固定資産評価審査委員会条例
- ・安平町公営住宅条例
- ・安平町営住宅条例
- ・安平町特定公共賃貸住宅条例
- ・安平町移住促進住宅条例

▼安平町共同店舗条例の制定について

胆振東部地震で被災し早期営業再開が困難な事業者のために整備をした早来地

区仮設店舗の利用期限が令和4年3月末までとなっており、以降は安平町が管理するため、安平町共同店舗について必要な事項を定めるもの。

条例等の一部改正

3件の条例等の一部改正について審議を行い、それぞれ原案のとおり可決しました。

▼安平町税条例の一部を改正する条例の制定について
法人等の町民税の法人税割の特例措置に係る期間満了に伴い、税条例の一部を改正するもの。

▼安平町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金を改正するもの。

▼安平町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議員が活動しやすい環境

整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、議会の欠席事由について必要な事項を定めるとともに、請願手続きの押印の義務付け見直しをするもの。

解説 押印見直しについて

国の押印見直しに合わせて安平町においても条例で規定する行政手続きにおける押印の見直しを行い、町民等の負担軽減及び行政サービスの向上を図るため7件の関係条例を一括して改正するための条例を制定するもので、この条例は令和4年4月1日から施行されます。

なお、条例以外の規則及び要綱等の改正についても条例と合わせて令和4年4月1日に施行する予定で事務作業が進められており、議会においても本定例会で請願手続きの押印の見直しを行うための規則の一部改正を行いました。

財産の貸付

▼財産の無償貸付けについて

農産物の集出荷場、一次加工場及び従業員宿舍として使用する旧富岡小学校敷地内の建物を、法人に対して無償貸付けするもので、原案のとおり可決しました。

・無償貸付財産の種類
普通財産（建物）
・無償貸付財産の所在、面積等
※左表のとおりです

・無償貸付の目的
農産物の集出荷場、一次加工場及び従業員宿舍等として使用のため
・無償貸付の相手方
長崎県雲仙市南串山町丙1939番地
有限会社 國崎青果
代表取締役 井上一也

・無償貸付期間
令和4年2月1日から令和9年1月31日まで

※【無償貸付け財産の所在、面積等】

所在	建物	
	名称	床面積(m ²)
安平町早来富岡 224番地1	校舎	1,038.3800
	屋内運動場	717.6800
	渡り廊下等	62.6810
	住宅 A	56.9976
	住宅 B	68.0400
	住宅 C	68.0400
	住宅 D	56.9900
	住宅 E	92.7400
	住宅 F	81.5950
	物置	4.8600
	物置	49.6860
合計	2,297.6896	

補正予算

令和3年度各会計補正予算の審議を行い、それぞれ原案のとおり可決しました。

◇一般会計補正予算

(第9号)

歳入ではふるさと納税等による寄付金の増額853

8万3千円等。歳出はふるさと納税の決算見込みによる関連経費の補正で、シ

テム運用業務委託料4810万5千円、お礼品事務委託料が74万4千円、基金積

立金が2774万円の増額。歳入、歳出の総額にそれぞれ1億8922万3千円

を追加し、予算の総額を90億8683万6千円とするもの。

歳出の主なもの

(100万円以上)

○総務費

・その他一般管理経費

4810万5千円増

・防災行政報告知ネット

ワーク構築事業

127万6千円増

・公用車管理経費

110万2千円増

131万7千円増

・庁舎管理経費

226万9千円増

・町有施設管理経費

223万6千円増

・地域おこし協力隊活用事業

154万円増

・まちづくりファンド基金

積立金

146万7千円減

・まちづくり基金積立金

240万7千4千円増

・ひとつづくり基金積立金

423万7千円増

○民生費

・ぬくもりセンター施設管理経費

241万9千円増

・北海道後期高齢者医療広域連合経費

2086万2千円減

・後期高齢者医療事業特別会計繰出金

135万円減

・福祉灯油特別対策事業

446万5千円増

・高齢者施設管理運営経費

194万3千円増

・介護保険事業特別会計繰出金

110万2千円増

・認定こども園等運営経費

3376万3千円増

・地域保健推進経費

139万9千円増

・新型コロナウイルスワクチン接種対策事業

4421万6千円増

・農林水産業費

100万円減

・農業振興基金積立金

100万円減

・生産振興対策事業経費

220万4千円減

・土地改良事業費

850万8千円増

・安平川地区施設管理経費

111万5千円増

・林業振興事業経費

100万円減

・商工費

100万円増

・商工振興事業経費

563万6千円増

・宅地耐震化推進事業

872万3千円増

・公共下水道事業特別会計繰出金

145万4千円減

・認定こども園等運営経費

3376万3千円増

・地域保健推進経費

139万9千円増

・新型コロナウイルスワクチン接種対策事業

4421万6千円増

・農林水産業費

100万円減

・農業振興基金積立金

100万円減

○教育費

・育英基金積立金

1000万円増

・小学校管理経費

330万円増

・公民館施設管理経費

292万5千円増

・生涯スポーツ振興事業

123万5千円減

・せいこドーム維持管理経費

186万8千円増

・起債償還元金

173万2千円増

・起債償還元金

410万円減

・起債償還元金

173万2千円増

・起債償還元金

410万円減

歳入の主なもの

(100万円以上)

○分担金及び負担金

・追分地区水利施設等保全

高度化事業(畑地帯担い

手育成型)負担金

113万1千円増

○使用料及び手数料

・鹿公園使用料

135万6千円減

○国庫支出金

・子どものための教育・保育給付費負担金

1132万6千円増

・新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金

2043万5千円増

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

600万4千円増

・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

2142万6千円増

・宅地耐震化推進事業補助金

400万円増

・子どものための教育・保育給付費負担金

1220万9千円増

・保険基盤安定負担金

225万3千円減

・地域づくり総合交付金(民生費道補助金)

114万3千円増

・地域づくり総合交付金(衛生費道補助金)

580万円増

- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助交付金
- ・地域づくり総合交付金
- ・消防費道補助金

令和3年度後期高齢者医療保険基金安定負担金の減額等により、歳入歳出それぞれ135万円を減額し、予算の総額を1億3915万5千円とするもの。

それぞれ2万2千円を追加し、予算の総額を7億5120万7千円とするもの。

令和3年度後期高齢者医療保険基金安定負担金の減額等により、歳入歳出それぞれ135万円を減額し、予算の総額を1億3915万5千円とするもの。

令和3年度後期高齢者医療保険基金安定負担金の減額等により、歳入歳出それぞれ135万円を減額し、予算の総額を1億3915万5千円とするもの。

令和3年度後期高齢者医療保険基金安定負担金の減額等により、歳入歳出それぞれ135万円を減額し、予算の総額を1億3915万5千円とするもの。

○繰入金

- ・財政調整基金繰入金
- ・産業づくり基金繰入金
- ・ふれあい基金繰入金

令和3年度後期高齢者医療保険基金安定負担金の減額等により、歳入歳出それぞれ135万円を減額し、予算の総額を1億3915万5千円とするもの。

令和3年度後期高齢者医療保険基金安定負担金の減額等により、歳入歳出それぞれ135万円を減額し、予算の総額を1億3915万5千円とするもの。

○諸収入

- ・農業振興資金貸付金元利収入

令和3年度後期高齢者医療保険基金安定負担金の減額等により、歳入歳出それぞれ135万円を減額し、予算の総額を1億3915万5千円とするもの。

令和3年度後期高齢者医療保険基金安定負担金の減額等により、歳入歳出それぞれ135万円を減額し、予算の総額を1億3915万5千円とするもの。

○国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

国民健康保険事業費納付金の決定等により、歳入歳出それぞれ110万6千円を減額し、予算の総額を9億7390万3千円とするもの。

令和3年度後期高齢者医療保険基金安定負担金の減額等により、歳入歳出それぞれ135万円を減額し、予算の総額を1億3915万5千円とするもの。

令和3年度後期高齢者医療保険基金安定負担金の減額等により、歳入歳出それぞれ135万円を減額し、予算の総額を1億3915万5千円とするもの。

○国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

国民健康保険事業費納付金の決定等により、歳入歳出それぞれ110万6千円を減額し、予算の総額を9億7390万3千円とするもの。

令和3年度後期高齢者医療保険基金安定負担金の減額等により、歳入歳出それぞれ135万円を減額し、予算の総額を1億3915万5千円とするもの。

令和3年度後期高齢者医療保険基金安定負担金の減額等により、歳入歳出それぞれ135万円を減額し、予算の総額を1億3915万5千円とするもの。

○国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

国民健康保険事業費納付金の決定等により、歳入歳出それぞれ110万6千円を減額し、予算の総額を9億7390万3千円とするもの。

令和3年度後期高齢者医療保険基金安定負担金の減額等により、歳入歳出それぞれ135万円を減額し、予算の総額を1億3915万5千円とするもの。

それぞれ2万2千円を追加し、予算の総額を7億5120万7千円とするもの。

それぞれ2万2千円を追加し、予算の総額を7億5120万7千円とするもの。

○水道事業会計補正予算(第1号)

収益的支出
配水管漏水修理等により、収益的支出に319万円を追加し、収益的支出の総額を3億4212万7千円とするもの。

収益的支出
配水管漏水修理等により、収益的支出に319万円を追加し、収益的支出の総額を3億4212万7千円とするもの。

○一般会計補正予算(第10号)

子育て世帯等臨時特別支援助事業交付金の増額により、歳入、歳出の総額にそれぞれ4550万円を追加し、予算の総額を91億3233万6千円とするもの。

子育て世帯等臨時特別支援助事業交付金の増額により、歳入、歳出の総額にそれぞれ4550万円を追加し、予算の総額を91億3233万6千円とするもの。

○国庫支出金

子育て世帯等臨時特別支援助事業費補助金
4550万円増

子育て世帯等臨時特別支援助事業費補助金
4550万円増

○民生費

子育て世帯等臨時特別支援助事業
4550万円増

子育て世帯等臨時特別支援助事業
4550万円増

意見書

議員から提出された意見書については、次のとおり決定しました。

議員から提出された意見書については、次のとおり決定しました。

①入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする政府方針の撤回を求める意見書

入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする政府方針の撤回を求める意見書

②北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書

北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書

③地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書

④令和4年度の米政策に関する意見書

令和4年度の米政策に関する意見書

【原案可決】

可決された意見書は安平町議会議長名で衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣に提出しました。

【否決】

可決された意見書は安平町議会議長名で衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣に提出しました。

議員名	賛否
箱崎英輔	×
小笠原直治	○
吉岡政昭	○
鳥越真由美	×
工藤秀一	×
三浦恵美子	○
梅森敬仁	×
米川恵美子	○
工藤拓男	×
田村文興	×
牧田弘満	議長

議員名	賛否
箱崎英輔	×
小笠原直治	○
吉岡政昭	○
鳥越真由美	×
工藤秀一	×
三浦恵美子	○
梅森敬仁	×
米川恵美子	○
工藤拓男	×
田村文興	×
牧田弘満	議長

議会懇談会の開催中止について

町民の皆さんと直接対話をする機会として議員懇談会の開催を予定していましたが、最近の新型コロナウイルス感染拡大状況から、やむを得ず中止させていただきました。ご理解をお願いいたします。

議会用語の解説

◆委員会制度について

(第2回)

令和3年8月発行のあびら議会だより第61号に引き続き、今号では議会運営委員会と特別委員会(決算審査特別委員会)について解説します。

・議会運営委員会(5名)

多数の議員で構成される議会を円滑にしかも効率的に運営するために、常任委員会とは別に設置される委員会です。議会運営の責任者である議長の諮問的な性格を帯びた機関です。

安平町議会では安平町議会委員会条例に基づき5名の委員で構成しています。

- 委員長 米川恵美子 議員
- 副委員長 三浦恵美子 議員
- 委員 田村 興文 議員
(副議長)
- 委員 鳥越真由美 議員
(総務常任委員長)
- 委員 工藤 隆男 議員
(経済常任委員長)

議会運営委員会は議会の

会期、議案や一般質問の取り扱い、議会の会議規則等に関する事など議会の運営に関することや、議員の派遣など議長の諮問に関する事を審査します。

●特別委員会について

特別委員会は、常任委員会と異なり、特定の付議事件の審査、調査のためその都度設置されるため、その審査・調査権限も付議事件に限られ、案件の付託は全て議会の議決によらなければならないものとされています。

・決算審査特別委員会

(10名)

決算は歳入歳出予算に基づき収入と支出の結果を集計した計算書で、予算を執行した結果どのような成果を挙げたかを示す成果報告書でもあり、議会はこの決算を審査して認定するか否か決議を行います。9月

定例会において決算審査特別委員会を設置を議決し、議長及び議会選出監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し今年度は10月28日と29日の2日間にわたり審査を行いました。

【決算審査の着眼点】

決算審査を行う時点で既に監査委員が専門的立場で照査してその意見書が添えられているので、決算書の計数についてはその意見書を信頼して参考にしながら次の3点に最も重点を置いて審査を行うものとされています。

- ① 予算が議決した趣旨と目的に従って適正にそして効果的に執行されているか。
- ② それによってどのような行政効果が発揮できたか。
- ③ 今後の行財政運営においてどのような改善工夫がなされるべきか。

議会傍聴のルールについて

議会の傍聴をするときは、次のことにご協力ください。

- ◆ 傍聴人はあらかじめ傍聴人受付票に自己の住所・氏名・及び年齢、連絡先電話番号も記入し、所定の場所に提出してください。
- ◆ 傍聴人は議場に入ることにはできません。傍聴席に着席のうえ、みだりに席を離れないでください。
- ◆ 拍手、談論したり、歌ったり、高笑いするなどして騒ぎ立てないでください。
- ◆ 示威的行為(威力や氣勢を他に示すこと。デモンストレーション)や飲食又は喫煙、不体裁な行為、他人の迷惑となる行為、その他議場の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないでください。

◆ 新型コロナウイルス対策について
発熱、咳、のどの痛み、倦怠感がある等、体調が不安定なときは傍聴を控えてください。(あびらチャンネルやインターネットのライブ中継をご利用ください)

- ・ 議場前に設置している測定モニターで体温を測定してください。
- ・ 議場前には消毒液で手指消毒を行ってください。
- ・ 議場内ではマスクを着用してください。



傍聴席で次のことをするときには、あらかじめ議長の許可が必要です。議会事務局へお問い合わせください。
(議会事務局電話番号 2612700)

- ◆ 写真、映像等を撮影し、または録音等をするとき。
- ◆ 病気その他の理由により、帽子、外とうまたは襟巻の類を着用するとき。
- ◆ 児童及び乳幼児が傍聴席に入るとき。



よねかわ えみこ
米川恵美子議員

追分地域医療体制の変更による入院廃止は避けられなかったのか

4月から苦小牧東病院が診療主体になる

質問 追分菊池病院からの最初の相談は令和2年7月だったが、なぜ10月と報告したのか。両日の相談と返答の内容を伺う。

答弁 7月は菊池先生が役場に来て、コロナ禍による減収に対する支援要請だった。10月には患者数が20%減少している。先生自身の健康不安と後継者不在のため医療法人の解散を考えている。地域医療機関がなくなる事を避けるため財政支援と後継医師確保について協力願いたいとの内容だった。10月に地域医療体制確保支援金として、病院に100万円、診療所50万円、歯科医院30万円、医療従事者1人に10万円の慰労金を支出した。感染拡大防止対策補助金として医療機関と社会福祉施設に一律30万円支出した。

質問 先生は支援金だけではなく地域医療の環境を心配したからこそ、建物や設備を寄付するから町営にしてはどうか。又半官半民の考え方もあると要望している。地域医療環境を守るといふ大きな視点に立った考え方をなぜできなかったか。

答弁 町立、町営の判断はできず、現状体制で地区医療を担っていただけの所を探してほしいとお願ひした。収支に関する具体的な資料提供を受けると内容によって支援を行うと伝えた。

質問 収支内容がわかる資料を見てどう感じたか。

答弁 令和2年10月、11月の時点で累積赤字を見て早急に支援の必要性を感じた。

質問 令和2年11月、役場内に地域医療体制連携会議を設置して決定した内容を伺う。

答弁 病院の今後の収支見込みに基づく要望の内容と具体的な金額提出をお願いすることを決定。令和3年2月の会議では町内全体の地域医療に関する課題を検討した。渡邊医院の建て替え支援、コロナワクチン接種の進め方を協議。追分菊池病院の要望を精査して4428万円の補助を決定した。

質問 町民には具体的内容

が伝わっていないため不安感が大きい。町民の命と健康を守るといふ行政最大の役割に関する認識を問う。

答弁 令和4年4月より苦小牧東病院が事業を継承して、追分地区の医療を担っていただくことに決定した。

質問 町民の寄付と菊池先生二代に亘る努力で維持してきた入院体制の廃止は避けられなかったのか。入院体制を継続するために支援可能な金額を提示したのか。

答弁 採算の取れない入院病床の継続が障壁になり引き継ぐ医療者はなかった。入院体制維持のために町に対して助成願うとの話はなかった。半年で4428万円助成している額が基準になると思う。お金の問題ではなく外来診療を強化すると院長先生から聞いている。

質問 医療体制の心配は経営上の問題から思っている。入院受け入れは急性期終末期に非常に大事。診療所では19床可能。廃止から5年後には再構築の可能性はあるかどうか。苦小牧東病院の病床数はいくらか伺う。

答弁 苦小牧東病院の病床数は一般病床65、療養型病床195となっている。地域医療会議の中で決定されるが不可能ではない。

質問 追分クリニックの専門医は6科目で患者数は多い。現状どおりなのか。

答弁 専門診療は設置するが先生は調整する。

その他、答弁のみ記す。

①追分地区の救急搬送回数令和2年は114回、昨年10月まで96回、昼間は両医院に夜間は近隣病院搬送。

②町民への説明は医療機関変更などについて、議会やあびらチャンネル等で周知したい。

③早来方面から追分に行くデマンドバスと循環バスの乗り継ぎ利便性について、交通券助成しているが定期券はどうかについては今後の課題とする。

④鹿公園のキャンプ場は住宅街に配慮する。駐車場とドックランの移設を考えている。



と り ぐ え ま ゆ み
鳥越真由美議員

町長公約と次期への意思を確認 脱炭素を町制へ反映させるには

町長公約の達成内容と次期に対する考え方は

質問 4年間を通し目指したものは。

答弁 安平町は合併した町。一貫して一体感の醸成を意識し、この町の子どもに、見せたい未来へ飛躍する、ふるさとづくりを目指して来た。

質問 公約の内容と達成率は。

答弁 達成率は全体として令和4年3月時点で概ね81%。公約は6つの柱。(1)子どもの夢とチャレンジを支援80%。小中一貫教育導入ユニセフCFEI子どもにやさしいまちづくり実践自治体覚書締結。あびら教育プランの推進。早来地区の義務教育学校建設。(2)地域再生のチャレンジ支援75%。安平、遠浅地区の地区別計画体制の構築。まちづくり事業支援。ふるさと納税の拡充。(3)経済活性化チャレンジ支援90%。起業創業移住プロジェクト。回遊交流。追分ゲートウェイ。キャンプ場充実。チャレンジ

ショップオフィス整備。(4)

医療・福祉・介護へのチャレンジ83%。ポイントあびら創設。福祉施設への支援。

渡邊医院建替え支援。福祉介護職員支援制度。(5)持続可能な町へチャレンジ80%。

地域公共交通計画の見直しと充実。MONET開始。

デマンドバス、ハイヤー助成制度。上水道緊急連絡管整備。(6)役に立つ場所改革

チャレンジが80%。役場職員採用方法見直し、民間サイト採用。せいこドーム指定管理者制度導入。会計年度職員の待遇改善。

質問 公約に対する庁内・外からの評価検証等を受け

る仕組みは。

答弁 評価する外部組織は無い。公約を反映させた総合計画を審議、未来創生委員会が評価する役割を果たす仕組みになっている。

質問 自身での評価は。

答弁 復旧復興を最優先に

新型コロナウイルス対応を

同時に行いながら課題解決

に短期間で向き合ってきた。

目指すまちづくりは達成できていない。

質問 次期に対する考えは。

答弁 1期目で達成出来な

かった課題の解決と新たな

課題解決の実現を目指す。

2期目は町民とふれあひ、

声を丁寧に聞いていきたい。

カーボンニュートラルに向けた安平町の取り組みは

質問 現在の取り組みは。

答弁 ①令和5年制定予定

の地球温暖化対策実行計画

策定②太陽光発電及び蓄電

施設設置の取り組み③町職

員によるノーマイカー推進

④公共施設等の省エネ化⑤

道の駅の環境に配慮した取

り組み。

質問 総合計画後期計画へ

どのように反映させるのか。

階ではあるが、戦略的な誘致も含めての取り組みの考えを持つている。

質問 環境問題の取り扱い

は企業や移住者が選ぶ町の

基準になると考える。政策

分野の全てに関するものとし

て扱う必要があるのではな

いか。

答弁 進めていかなければ

ならないのは安平町独自で

はない。ゼロカーボンに対

する国の支援等も今後、半

年間に揃うと考える。広

域的な連携を踏まえ、戦略

的に交付金や補助金等の活

用なども研究し、令和5年

一般質問を終えて

町長は、次期を目指す
と答えた。待ち受けるの
は低い山ではない。持続
可能な社会を支えるのは
全ての人にとって自分事
だ。コロナ禍にいる我々
は、見えてきたものもあ
る。それぞれの立場でや
らなくてはならない事
がある。